

杏林大学科研費支出基準

制定 平成17年3月25日

改正 平成20年4月 1日

平成25年4月 1日

平成29年12月1日

費 目	基 準
【 物品費 】	物品を購入するための経費
<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備備品 ・ 用品 	<p>設備備品の基準は杏林学園固定資産及び物品管理規程を準用する。設備、機械装置、標本等で1件又は1組の価額が20万円（消費税含む）以上で、耐用年数が1年以上のもの。購入後は学園の寄付手続きに従う。（寄付手続きは文部科学省・日本学術振興会分のみ）。</p> <p>また、設備備品に該当しない物品のうち、1件又は1組の価額が10万円以上（消費税含む）（特別研究員奨励費は5万円以上）20万円未満のもので耐用年数1年以上のものを用品として、設備備品と同様に学園に寄付の手続きを行う（寄付手続きは文部科学省・日本学術振興会分のみ）。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 消耗品 	<p>消耗品の基準は杏林学園固定資産及び物品管理規程を準用する。文具、実験用薬品、材料等で、設備備品に該当しない物品（比較的長期使用に耐えないもの又はき損し易いもの）。ただし、ソフトウェアについては金額に関わらず消耗品として扱う。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書資料 図 書 	<p>図書資料は図書館を通して購入手続を行うものとする。研究者が直接購入することは原則として認めない。購入した図書資料が備品と判断される場合には直ちに大学へ寄付するものとする。（寄付手続きは文部科学省・日本学術振興会分のみ）備品と判断されない場合は消耗品として扱う。判断は図書館にて定められた基準による。</p>

費 目	基 準
【 旅 費 】	研究代表者、研究分担者、その他研究に協力をする者への海外・国内出張（資料収集、各種調査、研究の打合せ、研究の成果発表等）のための経費（交通費、宿泊費、日当）。
・ 国 内	杏林大学教育職員学会等出張旅費規程に準ずる。 ただし、以下の項目については本基準に定めることとする。 グリーン料金は支出しない。 航空運賃は、出張の内容及び日程並びに当該出張に係る旅費総額を勘案して、航空機を利用することが最も経済的な通常の経路及び方法に該当する場合に実費を支出する。 日当及び宿泊料は研究代表者等の出張に要する出発日から帰着日までの日当及び宿泊料。 支給単価は、別表 1（国内旅費）の金額を上限額とし、宿泊費が下回った場合は実費を支出する。
・ 外 国	杏林大学教育職員学会等出張旅費規程に準ずる。 ただし、以下の項目については本基準に定めることとする。 日当は研究代表者等の出国する日から帰国する日までの日当。 宿泊料は研究代表者等の出国する日から帰国する日の前日までの宿泊料。原則として別表 2（外国旅費）の額を上限とする。 雑費は予防注射、旅券の交付手数料及び査証手数料並びに入出国税の実費等を支出できる。
・ 招 聘	$\text{招聘旅費} = (\text{運賃}) + (\text{滞在費} \times \text{日数}) + (\text{雑費})$ <p>運賃：招聘研究者の外国に居住する地から本邦に入学する地及び本邦の出国地から外国に居住する地までの運賃。航空賃、船舶運賃、鉄道賃等交通機関を利用する経費は経済的経路による通常運賃で支出する。なお、航空機を利用する場合は、原則として最下級の通常運賃を上限として支出する。</p> <p>滞在費：招聘研究者の入国の日から帰国の日までの滞在費（日当・宿泊料に相当）。原則として別表 3（招聘旅費）の額を上限とする。</p> <p>なお、外国に居住する地から入学日の前日まで及び帰国日の翌日から帰着する日までの日当、宿泊料については、別表 2（外国旅費）の額を上限に支出することができる。</p> <p>雑費：予防注射、旅券の交付手数料及び査証手数料並びに入出国税の実費についてのみ支出する。</p>

費 目	基 準
<p>【 謝 金 】</p>	<p>研究に協力（資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配布・回収、研究資料の収集等）するものに係る謝金、報酬、賃金、給与または労働者派遣業者への支払いのための経費（雇用契約を行う場合は、研究機関が契約の当事者となること） ※源泉徴収処理は、学園が行う。 厚生労働省科学研究費補助金については取扱細則に従う。</p>
<p>講演謝金</p>	<p>講演会・研修等において講演や講義を行う講師等に対する講演謝金または会議等への出席とは別に来所して助言等を行う協力者に対する助言謝金。原則として別表4の標準単価を適用する。時間単価は、別表4の分野別職位等を参考として、①から⑩までの標準単価の中から適宜単価を選択する。</p>
<p>資料整理・実験補助のアルバイト</p>	<p>おおむね1,000円×勤務時間＋交通費等に要した実費相当額</p>
<p>翻訳・校閲 テープ起こし</p>	<p>本業でないものに依頼した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・翻訳：日本語400字当たり、おおむね4,800円 ・校閲：外国語300語当たり、おおむね2,600円 ・テープ起こし：日本語1分当たり、おおむね100円 日本語以外1分当たり、おおむね200円 </p>
<p>その他上記以外</p>	<p>社会通念上常識的な金額</p>
<p>【 人件費 】</p>	<p>雇用契約を締結した研究協力者の手当等経費 研究室等に一定期間（2日以上）出勤して作業を行わせる等、単発でなく継続して協力を依頼する場合は、研究機関と研究協力者間で契約を結ぶこと。</p>
<p>【 その他 】</p>	<p>物品費、旅費、謝金以外の研究を遂行するための経費（例：印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費（切手、電話等）、運搬費、研究実施場所借り上げ費（研究機関の施設において補助事業の遂行が困難な場合に限る）、レンタル費用、研究成果発表費用（学会誌投稿料、ホームページ作成費用）</p>
<p>会議費</p>	<p>食事費用等（アルコール類を除く） <ul style="list-style-type: none"> ・正午をまたぐ時：昼食代として1,000円（税抜）以内 ・午後7時をまたぐ時：夕食代として2,000円（税抜）以内 ・午前10時もしくは午後3時をまたぐ時：お茶、茶菓子代として500円（税抜）以内 会場借用料 会議を開催する会場の借料（開催当日会場で使用するマイク、スクリーン等の機器借料のための経費を含む。）</p>

別表 1

国内旅費

職 名	日 当	宿 泊 料	
		甲 地	乙 地
教 授 准 教 授	2,600 円	13,100 円	11,800 円
講 師 助 教 員 医 験 助 手 (日本学術振興会特別研究員)	2,200	10,900	9,800
そ の 他 (大 学 院 生)	1,700	8,700	7,800

(注) 甲地方とは宿泊地が次の場合をいい、乙地方とは甲地方以外をいう。

関 東・・・東京23区、八王子、立川、武蔵野、三鷹、府中、調布、町田、
小金井、国分寺、国立、狛江、多摩、稲城、西東京、さいたま、
千葉、横浜、川崎、横須賀、鎌倉、葉山

東 海・・・名古屋

京阪神・・・京都、大阪、堺、岸和田、豊中、池田、吹田、泉大津、高槻、貝塚、
守口、枚方、茨木、八尾、泉佐野、富田林、寝屋川、和泉、箕面、
高石、東大阪、神戸、尼崎、西宮、伊丹、宝塚

九 州・・・福岡

旅行者が同一地域において滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の1割に相当する額、滞在日数60日を越える場合にはその超える日数について定額の2割に相当する額をそれぞれの定額から減額して支給すること。

別表 2

外国旅費

職名		教授 准教授		講師 助教 医員 実験助手 (日本学術振興会特別研究員)		その他 (大学院生)		
		日当	宿泊料	日当	宿泊料	日当	宿泊料	
出 国 す る 日 ま で の 単 価	出 国 す る 日 か ら 入 国 す る 日 ま で の 単 価	指定都市	7,200	22,500	6,200	19,300	5,300	16,100
		甲地方	6,200	18,800	5,200	16,100	4,400	13,400
		乙地方	5,000	15,100	4,200	12,900	3,600	10,800
		丙地方	4,500	13,500	3,800	11,600	3,200	9,700
同 一 地 域 に お け る 滞 在 日 数 が 3 2 日 以 上 に な る 場 合	3 2 日 以 下 に 係 る 単 価	指定都市	6,500	20,200	5,600	17,400	4,800	14,500
		甲地方	5,600	16,900	4,700	14,500	4,000	12,100
		乙地方	4,500	13,600	3,800	11,600	3,200	9,700
		丙地方	4,000	12,100	3,400	10,400	2,900	8,700
	6 2 日 以 上 に 係 る 単 価	指定都市	5,800	18,000	5,000	15,400	4,200	12,900
		甲地方	5,000	15,000	4,200	12,900	3,500	10,700
		乙地方	4,000	12,100	3,400	10,300	2,900	8,600
		丙地方	3,600	10,800	3,000	9,300	2,600	7,800
備考		別紙参照						

別紙

備考1. 備考上表に掲げる額は、上限額であり、これを下回ることにはできる。

2. 1日において、日当又は宿泊料の額が異なる地域を旅行した場合には、その額の多い方の旅行先の区分に掲げる額とする。
3. 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。なお、本邦を出発した日及び本邦に到着した日の日当の額は、丙地方につき定める定額とする。
4. 指定都市、甲地方、乙地方、丙地方は以下のとおりである。
 - 〔指定都市〕 シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャン
 - 〔甲地方〕 北米地域、欧州地域、中近東地域のうち、指定都市の地域以外の地域で、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、グルジア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域
 - 〔乙地域〕 指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）
 - 〔丙地域〕 アジア地域（本邦を除く。）中南米地域、アフリカ地域、南極地域のうち、指定都市の地域以外の地域で、インドシナ半島（シンガポール、タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む。）、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しょを除いた地域

なお、各地域は次のとおりである。

- <北米地域> 北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ（西インド諸島及びマリアナ諸島（グアムを除く。）を除く。）
- <欧州地域> ヨーロッパ大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ及びロシアを含み、トルコを除く。）、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。）
- <中近東地域> アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ
- <アジア地域> 本邦を除く、アジア大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、ロシア及び中近東地域を除く。）、インドネシア、東ティモール、フィリピン及びボルネオ並びにそれらの周辺の島しょ
- <中南米地域> メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島及びイースター並びにそれらの周辺の島しょ
- <大洋州地域> オーストラリア大陸及びニュージーランド並びにそれらの周辺の島しょ並びにポリネシア海域、ミクロネシア海域及びメラネシア海域にある島しょ（ハワイ諸島及びグアムを除く。）
- <アフリカ地域> アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島及びセーシェル諸島並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を除く。）
- <南極地域> 南極大陸及び周辺の島しょ

別表 3

招聘旅費

滞在日数 31 日までに係る 1 日当たり単価	滞在日数 32 日から 61 日ま でに係る 1 日当たり単価	滞在日数 62 日以上に係る 1 日当たり単価
18,000円	16,200円	14,400円

別表 4

講演謝金

(単位：円)

標準単価		分野別職位等		
区分	時間単価	大学の職位	民間	地方公共団体等
①	11,600	大学学長級	会長・社長・役員級	知事・市長村長
②	10,000	大学副学長級		
③	9,000	大学学部長級		
④	8,100	大学教授級 1	工場長級	部長級
⑤	7,100	大学教授級 2	部長級	-
⑥	6,200	大学准教授級	課長級	課長級
⑦	5,300	大学講師級	課長代理級	室長級
⑧	4,700	大学助教・助手級	係長・主任級	課長補佐級
⑨	3,700	大学助手級以下 1	係員 1	課員 1
⑩	2,700	大学助手級以下 2	係員 2	課員 2
⑪	1,700	大学助手級以下 3	係員 3	課員 3

留意事項

- ・別表 4 の分野別職位等の名称区分は、標準単価設定時に想定した適用である。この記述は、当面、参考指標とする。
- ・学長級、副学長級、学部長級には、それらを経験したことのある教授を含めてもよい。
- ・弁護士・医師・公認会計士・作家・俳優・評論家・僧侶・記者・アナウンサー等の個人については職位や階層の一般的な定義がないため、依頼分野における経験年数を考慮し、大学の職位にある者の平均勤続年数を参考として、別表 4 の標準単価の中から適宜単価を選択する。
- ・支払対象とする時間は、移動時間及び控え室等での待機時間を除いた講演等の実働時間とする。
- ・支払単位は 1 時間とし、1 時間未満の端数がある場合は、30 分未満は切り捨て、30 分以上は切り上げとする。ただし、全体で 30 分未満の場合は 1 時間とみなす。なお、研修所、大学等の専ら教育・研修を行う施設等が行う授業については、支払単位及び端数の扱いについて、任意に設定してよい。
- ・公務員が公務として講師等を行う場合は支給しないこととする。